

パブリックコメントの結果公表

様式2

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「藤枝市こども基本条例」（案）
「藤枝市こども基本条例」（案）に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

（１）意見提出者の数	５ 人
（２）提出された意見の数	23 件

意見の反映状況

（１）反映した意見	１ 件
（２）既に盛り込み済みの意見	11 件
（３）今後の参考とする意見	５ 件
（４）反映できない意見	０ 件
（５）その他（質問含む）	６ 件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	事業者の責務について 親の働く環境が多様化する中、 事業者の責務も明確にするのが 望ましい。	第11条に定めるとおり、事業者の責務 については、子育て中の従業員が子育 てに参加しやすくなるように、産休、 育休などの制度整備や、その制度が活 用しやすくなる職場の雰囲気づくりな どに努めるよう推進してまいります。	既に盛り込み 済みの意見
2	すべての子どもの権利が最大限 尊重される。	本条例は、第1条に定めるとおり、全 てのこどもの権利が尊重されることを 目的としています。	既に盛り込み 済みの意見
3	意見を聴き尊重するものとし る。	第5条第2号で定めるとおり、自分 の考えを自由に表現し、尊重されるこ ととしています。	既に盛り込み 済みの意見
4	全ての子どもが平等に教育を受 ける権利がある。 ひとりひとりの子どもにあった 教育の場（オルタナティブス クール、私学）が提供されるよ う、市には財政上の支援を検討 してほしい。	第4条第1号及び第3号に定めるよう に、こどもが健やかに成長するため、 学ぶ権利や必要な支援が受けられる権 利を記載しております。 国が次元の異なる少子化対策の中で高 等教育の支援などを検討しており、国 の動きと連動しながら、国や県が実施 しない少子化対策を選択と集中によ り、検討してまいります。	今後の参考と する意見

5	第22条（多様性の尊重）は廃止が望ましい。 教育の場でジェンダー平等を求めるのはかえって子どもを混乱させる。 日本人ならごく当たり前にみんな平等に扱うのが当たり前。	市民の一人一人が多様性を認め合い、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現や、外国の文化や価値観を認め尊重する多文化共生社会の推進などが重要であるため、各種計画において理解を深める取組を推進しており、すべての市民への意識の醸成が必要と考えます。	今後の参考とする意見
6	こどもによるこどものための条例とするため、こどもの声・思い・意見を前文に入れてほしい。	条例を策定するにあたり、市内の保育園や小・中・高・大学生、声をあげにくいこども・若者など、約2,500人にアンケート調査やヒアリングを実施し、その思いや意見を条例の前文や条文に反映させていただいております。	既に盛り込み済みの意見
7	パブリックコメントを実施しているが、条例案がほとんどの市民に周知されていない。 パブリックコメントを再度実施してもらいたい。	パブリックコメントの実施については、藤枝市パブリックコメント制度実施要綱に基づき、広報ふじえだをはじめ、市ホームページへの掲載や市役所行政情報コーナー・文化センター・岡部支所・各地区交流センター・こども課において公表し、周知しています。	その他 (質問含む)
8	理念条例のようなので具体的にどうするか本条例に合わせて別の条例を制定していくのでしょうか。	具体的な施策や事業については、令和6年度に策定予定の「（仮称）藤枝市こども計画」等において取り組んでまいります。	その他 (質問含む)
9	第2条（定義）について 若者が40歳未満はいかなものか、せめて30歳未満ではないでしょうか。	若者については、法律上の定義はありませんが、本市では、切れ目のない包括的な支援として、こども家庭センターを設置し、40歳未満までを若者として支援しております。	その他 (質問含む)
10	第3条（安心して健康に生きる権利）について 安心・安全に過ごせる場所、子どもが本当に信頼し心おきなく思いを、本心を伝えられる人がいる場所を提供する必要がある。	第21条第1項に定めるとおり、こどもが自分らしく安心して過ごすこと及び豊かな人間性を育むことができる居場所づくりに努めてまいります。	既に盛り込み済みの意見
11	第4条（自ら守り、守られ、育まれる権利）について こどもがかかわる全ての活動においてこどもが最善の利益を得られるように、こどもファーストを貫く。	第4条の自ら守り、守られ、育まれる権利を保障されることや、第12条のこどもの権利が尊重されるやさしいまちづくりを推進することで、こどもが最善の利益を得られることにつながると考えます。	既に盛り込み済みの意見

12	第7・8条 こどもを産み育てることが不利益になっているような世の中また格差の広がる世の中で、困っている悩んでいるこどもの親・保護者を援助することが必要である。	第14条に定めるとおり、本市では、県内でいち早く「藤枝市こども家庭センター」を設置し、妊産婦から子育て世帯、こども、若者までを一貫して支える伴走型支援に取り組んでおり、今後も包括的な支援を推進してまいります。	既に盛り込み済みの意見
13	第12条 こどもの気持ちを受け止めるなら積極的にこどもの参画を進めて、その機会と場所を作ることが必要である。	第16条第2項及び第20条において、こどもの意見表明や社会参画を推進する規定を設け、更にこどもの参画に取り組んでまいります。	既に盛り込み済みの意見
14	第24・25条 藤枝市子ども・子育て会議がどのような組織なのか解からないので、組織と活動についての説明を入れてもらいたい。	子ども・子育て会議を明確に示すために、第24条に記載の「藤枝市子ども・子育て会議」の後に、「(藤枝市子ども・子育て会議条例(平成25年藤枝市条例第27号)第1条に規定する藤枝市子ども・子育て会議をいう。以下同じ。)」を加えます。 なお、同会議の組織や活動については、市ホームページにおいて紹介しておりますので、市ホームページをご確認ください。	その他 (質問含む)
15	条例内容は、どれも必要不可欠な物ばかりだと思いました。特に、第7条の記載は子どもの人権、生命を守るものとして重要な項目だと思います。近年、保護者による虐待事例が後を絶ちません。このくらいはいいだろう…と大人の身勝手な振る舞いが、子どもにとっては大きな心のキズとなったり、身体的な傷となったり、最悪の場合子どもの生命を奪う結果となることが多々あるのではないかと思います。私自身も周囲から耳にすることもあります。こうした実状から、保護者が子どもの人権、権利をしっかりと理解する事に触れている第7条の保護者の責務に関しては是非記載をして欲しいと思います。	第7条については、案のとおり記載します。	既に盛り込み済みの意見
16	全ての子どもを尊重し、権利を守ることは非常に重要なことである。ぜひ、このことを子ども自らが認識し、周りの大人もしっかりと理解することから、第23条にもあるように、市民への周知・啓発を徹底してほしい。	市民の理解を深めるために必要な周知及び啓発を行ってまいります。	既に盛り込み済みの意見

17	藤枝市にはこども・若者支援課があり、この条例はこども課がまとめているため、市民には「こども」が低年齢の子どもという印象を与えてしまう。年齢を問わず、子どもから若者へ、一人の人として成長していく過程を支援するためにも、条例の名称を「こども・若者基本条例」とすべきである。	条例の名称については、この条例が「こどもにやさしいまちづくりの推進」を柱に、全ての領域で「こども本位」として尊厳を守り、それぞれが責務と役割を担うことにより、全ての世代が過ごしやすいまちを創ることを表現することとして定めています。	その他 (質問含む)
18	第20条で「こどもの社会参加・意見表明」について示されているが、機会を設けるとしてはいるだけで、どのような考え方が示されていない。こどもの意見表明・社会参加は、「誰もが、いつでも」できることを明記すべきである。	意見表明や社会参加については、目的によってワークショップや会議、アンケート調査など手法が異なっていますので、「誰もが、いつでも」を明記することは適当ではないと考えますが、単発のこどもの意見聴取にとどまらず、こどもの声を「誰もが、いつでも」聴くことができる共通のプラットフォームが必要なケースも考えられるため、検討してまいります。	今後の参考とする意見
19	既存の組織・機関から独立した第三者による救済委員会を置くべきである。それには、独自の調査提言等の権限を与えることが必要である。	第三者によるこどもの権利救済委員会を設置する自治体もありますが、国や設置自治体へのヒアリングや、専門家を通じて、対応実績が無かったり、機能せず課題が多いことなどを伺っております。このような救済機関の権限は、人権侵害を行ったものに対して改善を求める勧告までに留まるため、強制力がない状況です。そのため、本市においては、こどもの権利侵害の内容や状況に応じ、各担当課が窓口等になっている既存の関係機関で対応することが望ましいと考えています。	今後の参考とする意見
20	子ども施策の評価・検証・提言機関として「子どもコミッショナー」を置く。 現在の「子ども・子育て会議」の構成員を見ると幼・保、児童クラブ等の低年齢の子ども関係者が主体で、条例が示す「こども」の範囲を補えません。このような組織で、評価検証ができるのか。	子ども・子育て会議には、教育委員や志太地区労働者福祉協議会、こども家庭庁こども家庭審議会委員の方もおり、広い範囲でご意見をいただいております。 こども基本法第11条に定めるこども施策に対するこども等の意見の反映に柔軟に対応するため、藤枝市子ども・子育て会議条例を一部改正し、こども施策に関係する方も更に参加できるように検討してまいります。	今後の参考とする意見

21	第18条では「いじめを受けた子ども」への支援はありますが、「いじめをした子ども」への対応も必要である。当然、その親、学校であるならば担任等の関係者へ配慮・支援が必要です。	藤枝市いじめの防止等のための基本的な方針（一部準用）に基づき、第18条第2項の「市は、いじめを受けた子どもを適切かつ速やかに守るため、関係する団体等と連携して、必要な支援をする」を「学校等は、いじめを受けた子ども及び保護者に適切な支援を行うとともに、いじめを行った子どもに対してその背景等に配慮した上で指導又はその保護者に対して助言を行う」に修正するとともに、修正後の第2項により解決に努めることとなることから第3項を削除し、いじめをした子どもや親等に対応してまいります。	反映した意見
22	「子どもの権利」についての普及においては、「市民への周知啓発」として第23条に書かれていますが、子どもたち自身が権利について学び、自分のこととして理解することが必要ではないか。	第23条における「市民」には子どもも含まれており、5月の「こどもの日」や11月の「世界子どもの日」にちなんだイベントなどのPR事業、リーフレット等を使った周知・啓発を検討し、理解を深めてまいります。	既に盛り込み済みの意見
23	条例案全体に、理念的な事は書かれているが、具体性が感じられず独自性がない。	この条例の特長として、他の自治体ではあまり見られない「第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進」を柱に、「切れ目のない包括的な支援」や「誰一人取り残さない教育の推進」等について記載しており、本市独自の取組を実施しています。	その他 (質問含む)

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	・「藤枝市子ども基本条例」（案）
----	------------------

意見公表場所	市ホームページ・市役所行政情報コーナー・文化センター・岡部支所・各地区交流センター・こども課
--------	--

担 当 課	藤枝市健康福祉部こども未来応援局こども課 こども企画担当（担当者 杉山） 電話 : 054-643-3246（内線4102） 電子メール : jido@city.fujieda.lg.jp
-------	---